教育とヒヤリハット活動

でつくる

働く人とお客さんにとって

安全なお店

労働安全衛生法

第１条
　この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

ポイント
安衛法は、働く人の安全と健康を守る法律

第５９条

第１項　事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、**厚生労働省令で定めるところにより、**その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 安全衛生教育の時間＝労働時間
  所定内に行うのが原則。残業割増の対象にもなる。

第２項　前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

- 異なる作業に転換をしたとき
  作業設備、作業方法等について大幅な変更があったとき

雇い入れ時と仕事内容の変更時に安全と健康のための教育をする法的義務が会社にある

労働安全衛生規則

第３５条

第１項　事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。**ただし、令第２条第３号に掲げる業種の事業場の労働者については、第１号から第４号までの事項についての教育を省略することができる。**

1　機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
2　安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
3　作業手順に関すること。
4　作業開始時の点検に関すること。
5　当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
6　整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7　事故時等における応急措置及び退避に関すること。
8　前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

第２項　事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

安全と健康のための教育の内容は、法律で決まっている

労働安全衛生令

第２条
　労働安全衛生法（以下「法」という。）第１０条第１項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

１　林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 １００人

２　製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 ３００人

３　その他の業種 １０００人

上の１号と２号に列挙の業種に
該当しない業種

統計分類・用語の検索

▼検索条件

年度で絞込み 平成25年[2013年]10月改定 改定状況

キーワード検索 キーワードを入力

▶検索オプション

検索のしかた

日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)

統計分類	日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)
大分類	I 卸売業，小売業
中分類	56 各種商品小売業
中分類の説明	総　　説 　この中分類には，衣，食，住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所が分類される。 　この事業所は，その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないものであって，百貨店，デパートメントストアなどと呼ばれるものにその例が多い。

労働安全衛生令　（←安衛法の子ども✌）

第２条

労働安全衛生法（以下「法」という。）第１０条第１項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

１　林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業　１００人

２　製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、**各種商品小売業**、**家具・建具・じゅう器小売業**、**燃料小売業**、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業　３００人

３　**その他の業種**　１０００人

あなたの職場はどの業種ですか？
〇をつけてください

労働安全衛生規則

第３５条

第１項　事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。**ただし、令第２条第３号に掲げる業種の事業場の労働者については、第１号から第４号までの事項についての教育を省略することができる。**

1　機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
2　安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
3　作業手順に関すること。**省略できる業種でも機械や危険物（薬品や高温物など）を使用なら教育**
4　作業開始時の点検に関すること。
5　当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
6　整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7　事故時等における応急措置及び退避に関すること。
8　**前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項**

第２項　事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

安全と健康のための教育（安全衛生教育）の内容は、業種でも決まってくる
安全衛生教育は、実際の仕事内容と経験をふまえて行う

5　業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること

□　腰痛	作業姿勢、ストレッチ、重量物の取扱方法
□　感染症	新型コロナ予防、汚物処理
□　メンタルヘルス	各種ハラスメントへの対処、相談窓口の案内

6　整理、整頓及び清潔の保持に関すること

□　物の置き方	かご台車などの置き方、物を置く高さ制限
□　快適に過ごすために	休憩室や食堂の利用方法
□　崩壊・倒壊（物が崩れる・倒れる）	立てかけない、積みすぎない
□　定位品定位置	用具などをあるべき場所に

7　事故時等における応急措置及び退避に関すること

□　交通事故	配達、回収
□　自然災害	地震、火災、水害　など
□　犯罪行為	放火、強盗、恐喝、傷害　など

8　業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

□　転倒	濡れや油の処理、危険箇所の紹介、走らない、靴
□　飛来・落下（物が人に落ちる）	物の置き方、ヘルメットのかぶり方
□　転落・墜落（人が落ちる）	脚立の使用方法
□　激突（人と人・物がぶつかる）	台車の使用方法、ドア付近でのルール
□　切れ	刃物の使用・保管方法、切創防止手袋の使用
□　やけど	調理方法、袖カバーの使用、保温設備の取り扱い
□　はさまれ・巻き込まれ	機械の使用方法、点検・清掃方法

教育のポイント

ステップ1

- □ 教育の目的（受け手にとっての意義）を示す
- □ 受け手に通じることばで伝える

ステップ2

- □ 聞く ＆ 見る ＆ 体験
- □ 理由を示す
- □ 「我がこと意識」をかきたてる

ステップ3

- □ 理解しているか確認をする
- □ 好機に反復

ステップ１：　導入から土台部分の形成

□　教育の目的（受け手にとっての意義）を示す

①　知らなきゃダメ（ネガティブ）
②　知っていたら得する（ポジティブ）

□　受け手に通じることばで伝える

①　経験、年齢などの個人差もふまえて
②　適切な量
③　母語が日本語でないことも

「やさしい日本語」のノウハウ

□「など」といった曖昧な表現を使わず、具体的に。
□ 漢語を使わず、和語にする。
□ 主語と述語をはっきりさせた、できるだけ短い一文に。
□ 簡単な言葉に置き換える。
□ 実物や図、写真を示しながら説明する。

ステップ２：　知識と応用力の獲得

□　聞く ＆ 見る ＆ 体験

☝　聞くだけ：20　読むだけ：60

□　理由を示す

①理由がわからないと「単純作業」
②理由がわかると、応用が利く・教えられる

□　「我がこと意識」をかきたてる

☝　**労働災害の事例紹介**をしてください！

ステップ３：　教育内容の定着

□　理解しているか確認をする

　「わかった？」はこまめに

→　ステップアップする自覚

つまづき防止

□　好機に反復する

①定期的、昇進などのタイミング

②季節、イベント発生時

　ミーティング（朝礼）で周知＝消える教育

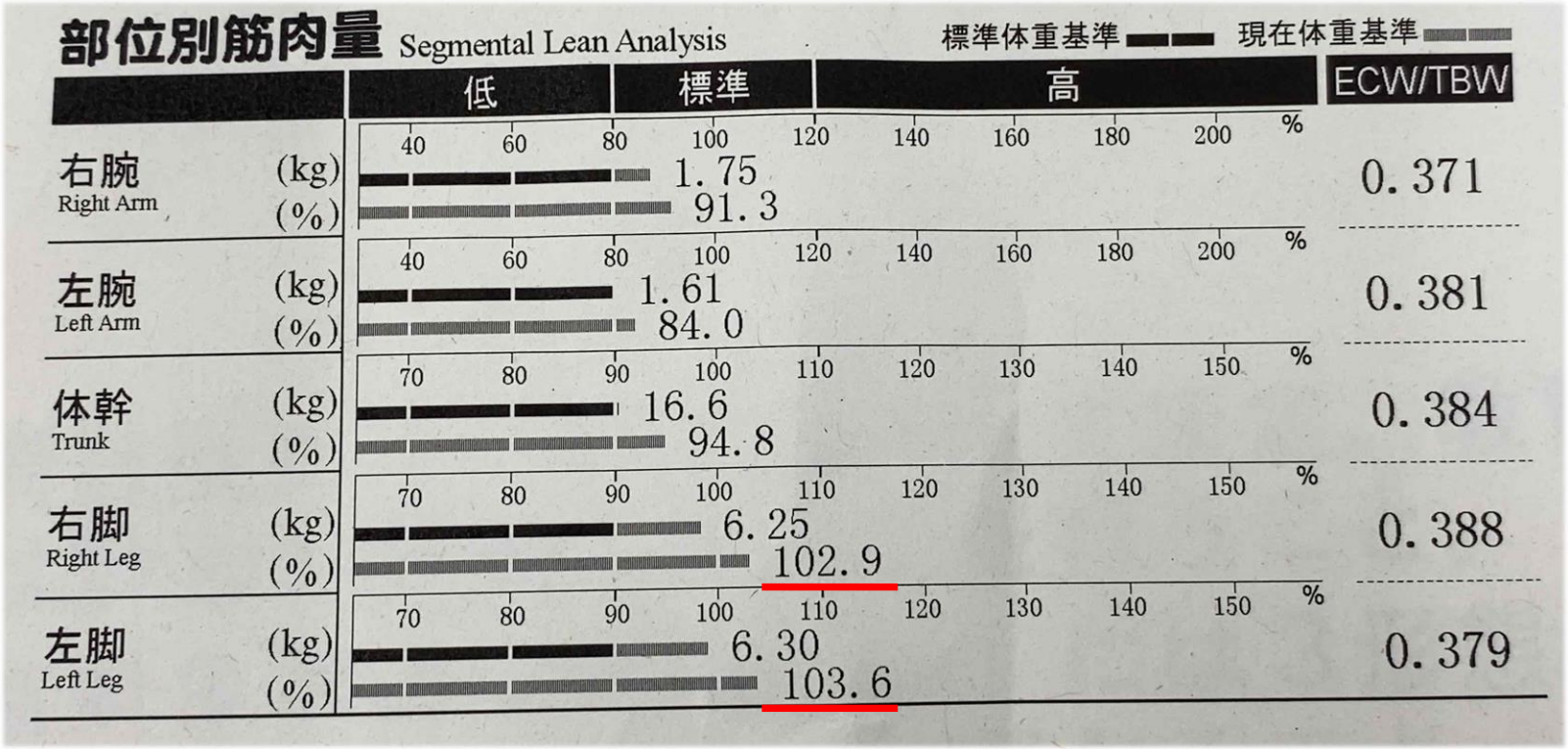

転倒しないための

ちょいトレ

- 階段を１段飛ばしで上る
- 和式トイレを使う
- 駐車場から職場まで早歩きする
- なるべく階段を使う
- 休憩中にストレッチや運動をする

ちょい防

- 階段の手すり側に物を持たない
- 座り作業の合間に足首を動かす
- 安全通路からはみ出さずに歩く
- 床の滑りをまめにとる
- ごみを拾う

みなさんの「特殊技能」と「職業病」は何ですか？

- 人が何をしてほしいかがわかる

  → **「良かれと思って」**が労働災害を発生させることも
  → 声かけや「～してはいけない」の教育も大切

- お客さんのことを大切にする

  → **働く自分たちの安全や快適**を後回しにしないように

ヒヤリハット活動とは

危なかった（ヒヤリとした・ハッとした）が、
ケガには至らなかった出来事を集めて
ケガする人が出てしまう前に
安全策を講じる活動

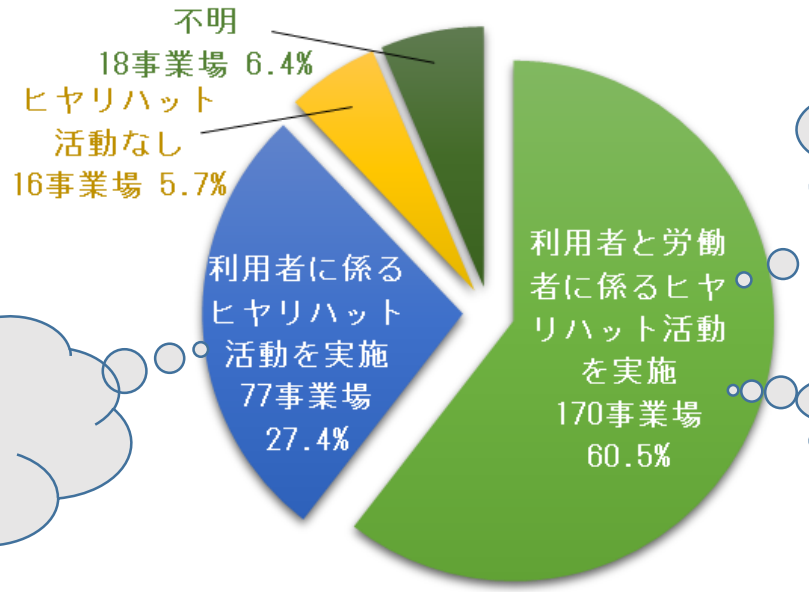

お客さんに関する
ものばかりに
なっていない？

仕組みはあっても
低調なことも？

事例を集めて
終わってない？

令和３年　彦根労働基準監督署
社会福祉施設における安全衛生自主点検

労働災害はどのようにして起こる？

従業員入口の段差につまずいてバランスを崩したが、もう片方の足が前に出せたので転倒せず、ケガしなかった。

→ **危険源**（段差）と**人**が接近して**危険状態**に。
危険事象が発生した（つまずいた）が、
回避できたので、**危害発生**は免れた。

ヒヤリハットの正体

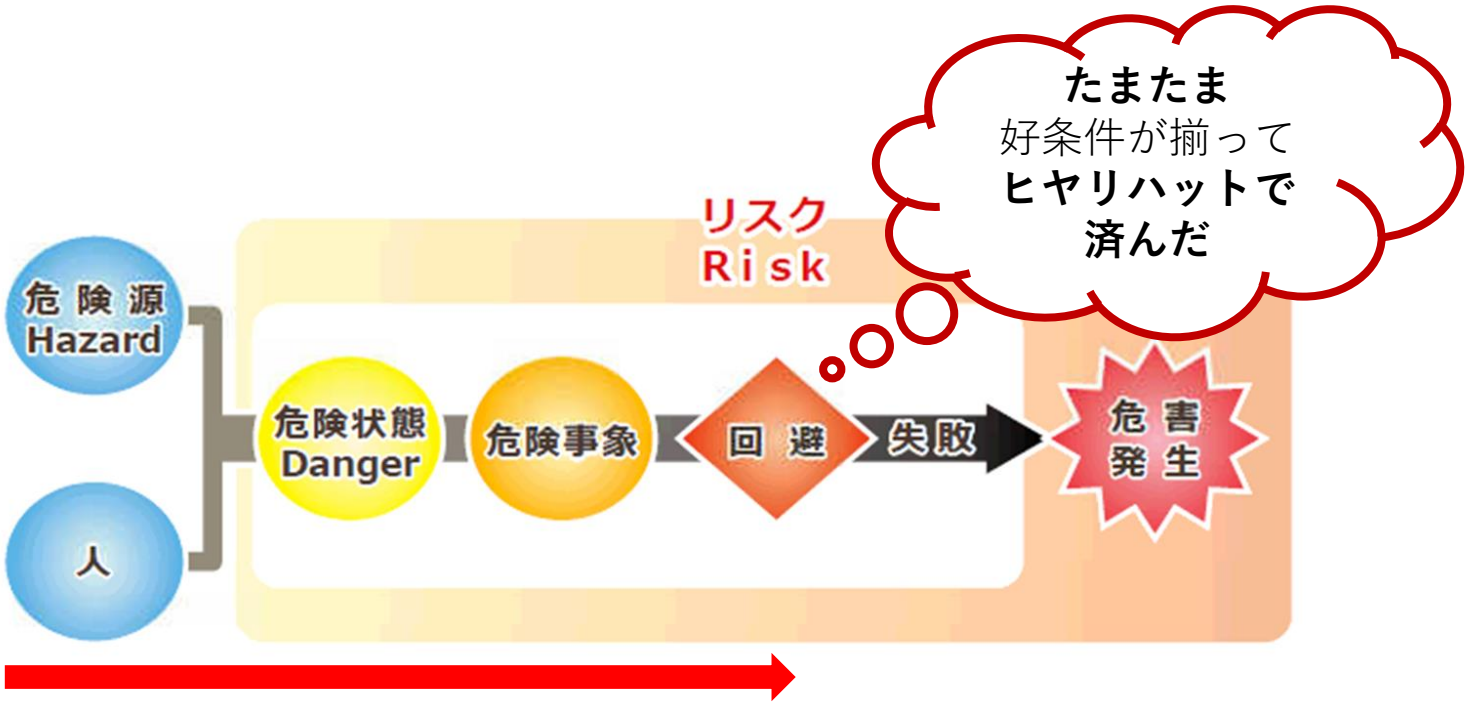

危害発生までのプロセスは進行！

<u>ヒヤリハットは結果的に危険の存在を立証している</u>

→　放置してはいけない（たまたま回避しただけ）

安全な職場をつくる重要なヒント✨

安全策の講じ方（理論編）

① そもそも危険源をなくす
② ①が困難なら、危険源への接近をなくす
③ ②も困難なら、危険事象の発生確率を下げる
④ ③すら困難なら、回避可能性を上げる

① 入口の段差をなくす

② 入口を通らない

③ 端部を目立たせて
段差とわかるようにする

④ 転倒しない体
幸運を願う（？）

ヒヤリハット事例収集のポイント

- □　ささいなことでも良いと周知する
  - →　「強風で扉が急に閉まった」もOK
- □　事例報告をタイムリーに行えるようにする
  - →　「月末にまでに」は忘れる
- □　事例報告の手間は軽度にする
  - →　詳細すぎる報告書だと作成しない
- □　報告を放置しない
  - →　反応がないと甲斐がない
- □　改善を報告者に丸投げしない
  - →　報告者が「損」しないよう。
    「できるときに」をやれる日はなかなか来ない
- □　報告の動機付けまたは奨励（義務化）
  - →　改善提案賞金や名誉でモチベーションアップ

い　つ	2021　年 11 月 25 日　13 時 25 分 頃		
ど こ で	職員用玄関	どうしていた時	通行
ﾋﾔﾘﾊｯﾄした、危険を感じた時のあらまし	自分の車の中で昼食を済ませ，仕事に戻るとき，段差でつまずいた。		

どのような問題（不安全な状態又は行動）がありましたか。

［ 問題があった項目欄にその時の状態と考えられる対策を記入してください。］

①作業環境の問題

②設備機器の問題

段差があった。

③作業方法の問題

休憩があと５分しかなくて，小走りだった。

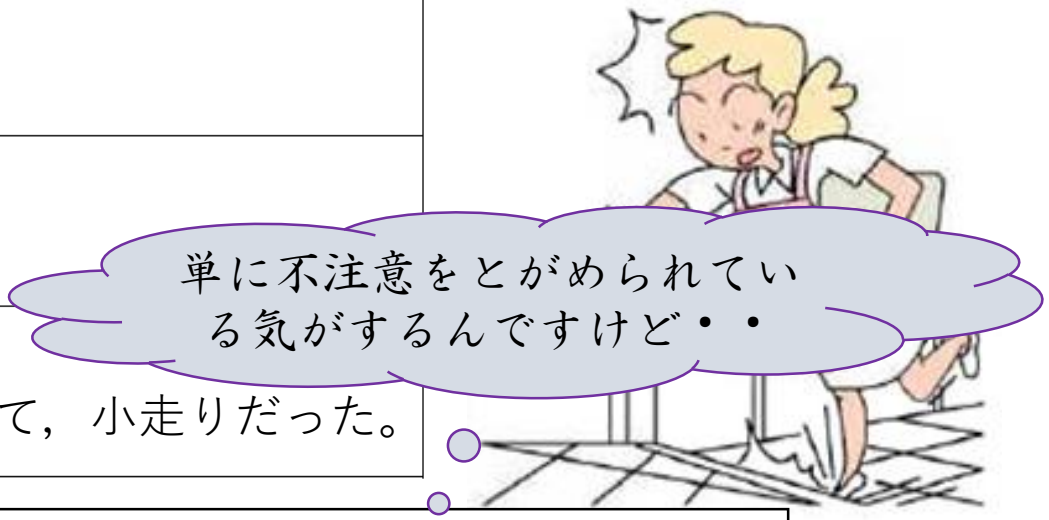

管理者記入欄

走らないで済むよう時間に余裕をもってください。
足元に気を付けてください。

ヒヤリハット事例収集 最大の注意点

□　不注意で一蹴しない

→　せっかく報告したのに恥さらしのよう
「心がけ」は「～しなければ」に破られる
注意は長持ちしない

☝　動作を「注意しましょう」なら**可視化**と**反復**

☝　安全策の講じ方①～④を順番に検討しないで
不注意で片づけることは「思考停止」！

安全策の講じ方（実務編）

□　根本原因を究明する

→　なぜ？なぜ？を繰り返す

□　優先順位を適切につける

→　根本の問題を解消する

リスクの高い順に改善に着手

□　後追いができる体制にする

→　計画的に取り組む　時間を確保する

定着状況を見て・聴いて確認

※　安全最優先なら、時間や担当者の確保も最優先のはず
お客さんのことならやるのに、従業員は後回し？

い　つ	2021
ど こ で	従業員[illegible]
ﾋﾔﾘﾊｯﾄした、危険を感じた時のあらまし	自分の車の中で昼食を済ませ，仕事に戻るとき，段差でつまずいた。

休憩室があるのに**なぜ**？

・コロナ対策が不十分　・声がかかってしまう
・暑い 寒い うるさい　・お客さんから見える

どのような問題（不安全な状態又は行動）がありましたか。

［ 問題があった項目欄にその時の状態と考えられる対策を記入してください。］

①作業環境の問題

②[illegible]
段差[illegible]

③作業方法の問題

休憩があと５分しかなくて，小走りだった。

１時間もあるのに**なぜ**？

・午前の仕事が長引いた
・お客さんへの電話の時間が決まっている

管理者記入欄

ヒヤリハット活動がもたらす良いこと

- 労働災害の未然防止
- 危険に気付く力が伸びる
  → お客さんの安全にも寄与
- 改善されたらモチベーションが上がる
  → 効率アップにつながることも

ヒヤリハット活動は
働く現場のコミュニケーション

わたしたちの職場の
ヒヤリハット活動を
より良いものにするには？

□ _____

□ _____

□ _____

まとめ
～現状チェック＆レベルアップ～

□　雇い入れ時と作業内容の変更時に必要な安衛法に基づく教育が、内容として不足なく、効果的にできていますか？

□　安全に働くための指示が「気を付けて」と言って終わりになっていませんか？

□　労働災害を未然防止するための安全活動（ヒヤリハット活動など）ができていますか？

□　お客さんの安全や満足のために、働く人の安全や快適を後回しにしていませんか？